

随意契約理由書

件名	広報紙 KOBE 令和3年1月号挟み込み印刷・配送業務
契約者名	株式会社読売大阪プリントメディア
法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>本業務は、須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業の広報活動として制作する、「広報紙 KOBE 令和3年1月号挟み込み紙面」の印刷・配送業務である。</p> <p>広報紙 KOBE の印刷・配送業務を行っている株式会社読売大阪プリントメディアの印刷システムは、他で印刷された印刷物を後から挟み込む作業に対応していない。</p> <p>したがって、別途印刷した「広報紙 KOBE 令和3年1月号挟み込み紙面」を広報紙 KOBE に挟み込むとすると、印刷された広報紙 KOBE に挟み込む作業が別に発生する。</p> <p>また、84万部という発行部数や広報紙 KOBE の印刷・配送スケジュールからすると、別途の挟み込み作業は広報紙 KOBE の配布に影響が出るため不可能である。</p> <p>したがって、広報紙 KOBE に「広報紙 KOBE 令和3年1月号挟み込み紙面」を挟み込みするためには、広報紙 KOBE と同時に印刷する必要があることから、本業務を履行できるのは上記会社以外にはないため、随意契約を行うものである。</p>
担当部署 (問合せ先)	経済観光局観光企画課 (984-0361)